

岐阜県公報

第二千七百八十一号
平成二十八年九月十三日

(火曜日)

目次

告示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉国保課)	五七二
指定医療機関の廃止の届出	(同)	五七一
指定医療機関の名称の変更の届出	(同)	五七二
介護扶助又は介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定	(同)	五七二
指定介護機関の廃止の届出	(同)	五七三
指定介護機関の所在地の変更の届出	(同)	五七三
農林水産大臣の保安林に指定の予定	(治山課)	五七四
道路の区域変更	(道路維持課)	五七五
道路の供用開始	(同)	五七五
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(環境生活政策課)	五七五
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業・金融課)	五七六
落札者等に関する公示	(会計課)	五八九
警備員指導教育責任者講習の実施	(生活安全総務課)	五九〇

公示

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十八年九月十三日

告示

岐阜県告示第四百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
小島	齒科	医院	羽島郡笠松町奈良町六		平成二八・	七・	一		
アイン	薬局	大垣南店	大垣市南若森町二五二二		平成二八・	八・	一		

岐阜県告示第四百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止し

た旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	廃止年月日
江名子クリニック	高山市江名子町五〇一 二	平成二八・七・三一
小島齒科医院	羽島郡笠松町奈良町六	平成二八・六・三〇
株式会社ウラタ薬局 西本郷店	関市西本郷通六 五 二五	同

岐阜県告示第四百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	変更年月日
新 ユニファーマシー おんさい薬局	美濃加茂市西町五 三三七 二	平成二八・七・一
旧 にんじん薬局		

岐阜県告示第四百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称 たる事務所の所在地	居宅介護事業者等の名称 の種別	居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
居宅介護事業者等の名称 有限会社 コンビメディカ ル	居宅療養 管理指導	関市西本郷通六 七	平成二八・八・一
有限会社 コンビメディカ ル	居宅療養 管理指導	関市西本郷通六 七	同
株式会社 イシイ	介護予防 居宅療養 管理指導	不破郡関ヶ原町大字関 ヶ原三一〇七番地の一	同
株式会社 イシイ	介護予防 居宅療養 管理指導	同	同

岐阜県告示第四百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の

三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

ファーマライズ株式会社

東京都中野区中央一三八

居宅療養管理指導

ファーマライズ薬局川辺町店

加茂郡川辺町西栃井一三三二二

平成二八・八・三一

ファーマライズ株式会社

東京都中野区中央一三八

介護予防居宅療養管理指導

ファーマライズ薬局川辺町店

加茂郡川辺町西栃井一三三二二

同

岐阜県告示第四百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

公益社団法人 岐阜県看護協会

岐阜市数田南五丁目一四番五三三号

訪問看護

岐阜県看護協会立訪問看護ステーション高山

新 高山市冬頭町五八八番一

平成二八・八・一

公益社団法人 岐阜県看護協会

岐阜市数田南五丁目一四番五三三号

介護予防訪問看護

岐阜県看護協会立訪問看護ステーション高山

旧 高山市森下町一丁目二七〇番地五

同

新 高山市冬頭町五八八番一

岐阜県告示第四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字角領西五五四一の一九八、字金本五八七〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次 of 森林については、主伐は、択伐による。

字角領西五五四一の一九八（次の図に示す部分に限る。）・字金本五八七〇

（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町字釜ヶ沢二四三八の二一一、二四三八の三一一、二四三八の三四四、二四三八の三四五、二四三八の三四七、二四三八の三七八、二四三八の四五四から二四三八の四五六まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次 of 森林については、主伐は、択伐による。

字釜ヶ沢二四三八の二一一・二四三八の三一一・二四三八の三四四・二四三八の三四七・二四三八の四五四から二四三八の四五六まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町黒川字丸山六七九三の二、六七九五の二、六七九六から六七九九まで、六八〇五、六八〇七、六八四三の一、六八九六

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年九月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種別	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	四百十八号	加茂郡八百津町八百津字鳥ヶ頭一・二・七・七番四地先から同郡同町同二地先まで	前 五・一〇 後 五・三・九	（メ） （メ） （ト）	（メ） （メ） （ト）	

岐阜県告示第四百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年九月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種別	路線名	区 間	延長	供用開始の期日	備考
県道	御岳山線	下呂市小坂町落合字唐谷三三七六番一地先地内	九・七	平成 六・九・三	（区域の決定又は変更の告知年月日） 平成 七・四・三

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十八年八月十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜環境カウンセラー協議会
 三代 表 者 の 氏 名 堀江 孝男
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市六条大溝四丁目二番六号
 五 定款に記載された目的 この法人は、環境省の環境カウンセラー制度の趣旨にのっとり、市民・市民団体、事業者、行政等の社会を構成する各主体とパートナーシップを形成しながら環境保全活動の推進に資することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パローパワーセンター芥見

岐阜市芥見南山二丁目一 八 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外十三者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー市橋店（Aゾーン）

岐阜市市橋二 二五 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外一者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外三者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パローショッピングセンター長良店

岐阜市長良八反田一三六〇 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外六者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外五者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホルディングス

三 建物の名称及び所在地

パローショッピングセンター正木店

岐阜市正木北町七 一〇 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホルディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外一者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホルディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー鏡島店

岐阜市西荘三丁目二番一九 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホルディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外一者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー粟野店

岐阜市粟野東二丁目一〇四番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー岩田店

岐阜市岩田東三丁目一七六番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー西部南店

岐阜市西部寺屋敷二丁目八三番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー則武店

岐阜市則武中一丁目二七番四号 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) パロー則武店

(変更後) パロー則武店

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロ 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロ 代表取締役 田代正美

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロール西部本郷店

岐阜市茜部本郷二丁目一五番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロ 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロ 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロ 代表取締役 田代正美

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロールディングス 外一者

三 建物の名称及び所在地

中部薬品茜部薬局

岐阜市茜部本郷一丁目七八番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) パロー茜部店・中部薬品茜部薬局
(変更後) 中部薬品茜部薬局

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 中部薬品株式会社 代表取締役 山口 眞里 外一者

多治見市高根町四 二九

(変更後) 中部薬品株式会社 代表取締役 山口 眞里

多治見市高根町四 二九

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス
三 建物の名称及び所在地
パロー大垣東店
大垣市中ノ江二丁目三番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外一者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外一者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び飛騨県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー高山南店

高山市花里町二丁目八一番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) パロー高山南店

(変更後) パロー高山南店

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

見書を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー多治見ショッピングセンター

多治見市若松町一丁目三四番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外十七者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外十二者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・

金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パローショッピングセンター多治見南店

多治見市大畑町赤松九八番地の一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外四者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外二者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー根本店
多治見市根本町三丁目一〇一番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外二者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び中濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パローショッピングヒレッジ関緑ヶ丘店

関市緑ヶ丘一丁目二六番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外四者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外四者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び恵那県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー恵那ショッピングセンター

恵那市大井町一八〇番地の一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロ 代表取締役 田代正美 外一者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロ 代表取締役 田代正美 外十三者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び恵那県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロ岩村店

恵那市岩村町飯羽間字松割二二九四番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロ 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロ 代表取締役 田代正美 外四者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロ 代表取締役 田代正美 外二者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び恵那県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロ正家店

恵那市長島町正家字赤田三六六番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び恵那県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

ホームセンターパロー岩村店

恵那市岩村町飯羽間字松割三三一 番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社ホームセンターパロー 代表取締役 和賀登盛作

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス 外一者

三 建物の名称及び所在地

パロー各務原中央ショッピングセンター・あかのれん各務原店

各務原市蘇原青雲町四丁目一番一七 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外一者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外二者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

ホームセンターパロー各務原インター店

各務原市小佐野一丁目二番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社ホームセンターパロー 代表取締役 和賀登盛作

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

タチヤ各務原店

各務原市蘇原東島町四 三三一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年八月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パローショッピングビレッジ広見

可児市広見二〇二四の三番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外四者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外四者

多治見市大針町六六一 一

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県警察航空機(ベル式412EP型)の定期整備、定期耐空検査及びコンポーネントオーバーホール 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 3 入札公告を行った日 平成28年7月5日
- 4 落札者を決定した日 平成28年8月16日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市長住町9丁目1番地
中日本航空株式会社 岐阜支店
支店長 北川 映

6 落札金額 67,500,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
- (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

警備員指導教育責任者講習の実施

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成二十八年九月十三日

岐阜県公安委員会

委員長 石 井 成 一

一 実施する講習の区分、実施期間、定員及び手数料

区分	実施期間	定員	手数料
法第二條第一項第四号に規定する警備業務に係る警備員指導教育責任者資格者証の新規取得講習（以下「四号新規取得講習」という。）	平成二十八年十一月七日（月）から十一月十一日（金）までの五日間	一〇人	三四、〇〇〇円
法第二條第一項第四号に規定する警備業務に係る警備員指導教育責任者資格者証の追加取得講習（以下「四号追加取得講習」という。）	平成二十八年十一月十日（木）及び十一月十一日（金）の二日間	二〇人	一〇、〇〇〇円

二 講習時間

午前九時から午後五時まで。ただし、講習最終日においては、修了審査が終了するまでとする。

三 講習場所

岐阜市茜部中島三丁目二〇番地 一般社団法人岐阜県警備業協会 電話（〇五八）二七六 〇七七八

四 受講対象者（受講資格）

受講申込みを行う日において、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める者

1 四号新規取得講習

最近五年間に法第二條第一項第四号に規定する警備業務の区分（以下「四号区分」という。）に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 四号追加取得講習

受講申込みを行う日において、四号区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は規則第七條第一項の規定による警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、最近五年間に四号区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上であるもの

五 講習申込手続

1 事前予約

講習の受講を希望する場合は、次により講習の事前予約を行うこと。

(一) 期間

平成二十八年十月四日（火）及び十月五日（水）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）。ただし、事前予約の受付期間中であつても、定員に達したときは、受付を締め切る。

(二) 方法

岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課（予約専用電話〇九〇 一四七七 八二六二）へ電話の上、受講希望の申出を行うこと（予約専用電話以外での予約は受け付けない。）。

2 受講の申込み

五の1により予約番号を取得した受講希望者は、六の提出書類を持参の上、次により受講の申込みを行うこと（郵送又は代理人による申込みは受け付けない。）。

(一) 期間

平成二十八年十月十一日(火)から十月二十四日(月)までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

(二) 場所

岐阜県内の各警察署生活安全課

(三) 留意事項

事前予約後、講習申込み期間内に講習の申込みがない場合又は受講資格を満たしていないことが判明した場合は、受講を認めない。

六 提出書類

1 警備員指導教育責任者講習受講申込書(規則別記様式第一号。以下「受講申込書」という。)一通

受講申込書には、写真(提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)一枚を貼付すること。

2 四の受講対象者に該当することを疎明する書面

(一) 四号新規取得講習を受講する者

最近五年間に当該警備業務に従事した期間が通算して三年以上であることを疎明する書面(四号区分の警備業務を行う警備業者等が作成したものに限る。)及び履歴書

(二) 四号追加取得講習を受講する者

(1) 資格者証又は講習修了証明書の写し

(2) 最近五年間に当該警備業務に従事した期間が通算して三年以上であることを疎明する書面(四号区分の警備業務を行う警備業者等が作成したものに限る。)及び履歴書

七 手数料の納付方法

受講申込みの際、岐阜県収入証紙により納付(各警察署に備付けの納付書に貼付)すること。

八 その他

1 携行品及び集合時間

筆記具(鉛筆、消しゴム)を携行し、講習初日の講習開始十五分前までに集合すること。

2 講習修了証明書の交付

修了審査に合格した者に対しては、講習修了証明書を交付する。

3 委託先

本講習は、岐阜市茜部中島三丁目二〇番地所在の一般社団法人岐阜県警備業協会に委託して実施する。

4 講習に関する問合せ先

岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課 電話(〇五八)二七一 二四二四 内線三 二二六

平成二十八年九月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社